

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社ホープフルライフ
主たる事務所の所在地	〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 4 丁目 29-13 大雅堂マンション6C
代表者(職名・氏名)	代表取締役 岡田 まり
設立年月日	令和 3 年 11 月 22 日 (令和 5 年 9 月 4 日組織変更し再設立)
電話番号	03-6383-2905

2. 事業所の概要

事業所名	ファミリア訪問看護リハビリステーション	
所在地	〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 4 丁目 29-13 大雅堂マンション6C	
電話番号	03-6383-2905	
指定年月日・事業所番号	令和 4 年 3 月 1 日 指 定	No. 1361590746
管理者名	上山 美由紀	
サービス提供地域	杉並区、中野区(一部地域)	

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	名 (常勤) 名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	名 (常勤) 名 (非常勤)
作業療法士		名 (常勤) 名 (非常勤)
言語聴覚士		名 (常勤) 名 (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名 (常勤) 名 (非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。	9時～18時まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)

※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。

- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担

(1)利用料金

※別紙利用料金表参照

(2)その他の利用料

- ①キャンセル料 2,000 円(非課税対象外にて**税込み 2,200 円**の徴収となります)

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名:ファミリア訪問看護リハビリステーション	連絡先 : 03-6383-2905
-----------------------------	--------------------

※利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。
当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

②交通費

訪問実施地域外にお住まいの方は、1 日 **500 円(税込)**をいただきます。

③エンゼルケア (亡くなられた後のお身体のケア、材料費込み)

ご希望によりエンゼルケアを行った場合は、**22,000 円(税込)**をいただきます。

(3)利用者負担金

- ①利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- ②この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- ③介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含むは、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。
- ④利用者負担金は、毎月 27 日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1)指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2)指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (3)指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的、月 1 回以上の提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

10. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	03-6383-2905	FAX番号	03-6383-2906
担当者	管理者 上山 美由紀		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	杉並区の介護・予防介護相談窓口	電話番号:03-3312-2111
	中野区介護・高齢支援課介護事業者係	電話番号:03-3228-8878
	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	電話番号:03-6238-0177

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4)前三号に掲げる措置を適切実施するための担当者を置く。

前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。

12. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

【説明確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者> 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

<□利用者家族> 住 所 _____
<□代理人> 氏 名 _____ (続柄 _____) 印 _____

【説明確認欄】 上記のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主> (住 所) 東京都杉並区高円寺南4丁目 29-13 大雅堂マンション6C
(事業者) 株式会社ホープフルライフ
代表取締役 岡田 まり 印
(事業所) ファミリア訪問看護リハビリステーション
管理者 上山 美由紀
説明者 _____ 印